

第502回川越市農業委員会総会議事録 (公開用)

川 越 市 農 業 委 員 会

第 5 0 2 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和7年9月25日
- 2 開催場所 JAいるま野本店（501会議室）
- 3 開会時刻 午前 9時30分
- 4 閉会時刻 午前 10時40分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 渋谷 武
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 渋谷 武
- 7 委員出席者数 14名

内				訳			
議席	氏 名	出欠	備 考	議席	氏 名	出欠	備 考
1	大野 美智明	出		10	高橋 正利	出	
2	高橋 庄一郎	出		11	皆川 善平	出	
3	小和瀬 康男	欠		12	小嶋 光一	出	
4	小倉 晶男	欠		13	武藤 康則	出	
5	今野 英子	出		14	新井 計男	出	
6	永島 千恵子	出		15	大野 豊作	出	
7	田畑 たき子	出		16	渋谷 武	出	
8	鈴木 初夫	欠		17	永堀 知己	出	
9	時田 重雄	出					

8 議事参与者

職	氏 名	職	氏 名
農地利用最適化推進委員	皆川 雅昭	農地利用最適化推進委員	程島 延幸
農地利用最適化推進委員	鈴木 政明	農地利用最適化推進委員	村山 芳則
農地利用最適化推進委員	中澤 勝芳	農地利用最適化推進委員	黒田 経夫

職	氏 名	職	氏 名
農地利用最適化推進委員	佐藤 金誉	農地利用最適化推進委員	利根川 孝一
農地利用最適化推進委員	須賀 宏	農地利用最適化推進委員	荻野 勝美
農地利用最適化推進委員	杉浦 朗	農地利用最適化推進委員	渡邊 昭男
農地利用最適化推進委員	野口 和則	農地利用最適化推進委員	發知 孝雄
農地利用最適化推進委員	島村 茂勝	農地利用最適化推進委員	米田 正則

9 事 務 局

職	氏 名	職	氏 名
事務局長	高梨 直人	主 査	森井 孝信
副事務局長	小野寺 雅樹		
主 幹	宮本 晃宏		
副 主 幹	長谷川 修		
副 主 幹	鈴木 信幸		

10 開 会

会長 渋谷 武 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和7年9月25日 第502回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

11 議事録署名委員選任の件

議長 渋谷 武 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委員 永堀 知巳

委員 大野 美智明

委員 高橋 庄一郎

1 2 議決事項及び議事の要領

報告第1号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「所管に関する報告書8月分について報告する。

農地法第3条第1項第13号の規定による届出書については、

合計1件、1筆、2,274㎡である。農地法第4条第1項

第7号の規定による農地転用届出書については、合計5件、

6筆、500.07㎡である。農地法第5条第1項第6号の

規定による農地転用届出書については、合計7件、11筆、

2,179㎡である。農地改良届については、合計3件、5

筆、2,515.80㎡である。生産緑地に係る農業の主た

る従事者についての証明書については、合計1件、2筆、1,

070㎡である。相続税の納税猶予に関する適格者証明書に

ついては、合計1件、2筆、1,775㎡である。農地法第1

8条第6項の規定による通知については、合計1件、5筆、

4,792㎡である。相続税の納税猶予に関する3年ごとの

農業継続証明書については、合計6件、44筆、27,02

2㎡である。農地法第3条の3の規定による届出書について

は、合計4件、22筆、15,669㎡である。詳細について

は報告書のとおりである。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第 1 号

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第 1 号議案は、件数 3 件、筆数 4 筆、面積 4, 4 4 5 m²についての申請があった。

整理番号 1 番については、経営拡張のための所有権移転で、2 筆、3, 7 3 3 m²の申請である。譲受人は、現在 6 8 歳で、農業従事日数は年間 2 5 0 日以上、約 2 9 8 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 3 0 0 m である。

整理番号 2 番については、経営拡張のための所有権移転で、1 筆、2 8 9 m²の申請である。譲受人は、現在 6 6 歳で、農業従事日数は世帯合計で年間 2 5 0 日以上、約 4 7 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 2 5 0 m である。

整理番号 3 番については、経営拡張のための所有権移転で、1 筆、4 2 3 m²の申請である。譲受人は、現在 6 6 歳で、農業従事日数は年間 2 0 0 日以上、約 1 7 6 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 2 0 0 m である。

以上のことより、整理番号 1 番から 3 番について許可でき

ない場合が規定された、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号1番について、調査報告する。9月20日に、農地利用最適化推進委員と一緒に、譲受人から今回の農地取得の目的などの話を伺った。今回の農地取得の目的は、経営拡張のためとのことである。譲受人は、現在68歳で、農業従事日数は、年間250日以上、約298アールの農地を耕作している農家である。主にビニールハウス内で花壇苗を栽培しており、申請地においては施設園芸により花壇苗を計画している。施設園芸に必要な農機具として、軽トラック、トラクター、ホイールローダなどを拝見させていただき、申請地を維持管理できる農機具を所有していることを確認した。以上のことから、地元農業委員としては、本申請は問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号1番について、意見を申し上げる。9月20日に、農業委員と一緒に、譲受人から農地取得の目的などの話を伺った。内容としては、先ほどの農業委員の調査報告のとおりである。地元の農地利用最適化推進委員としては、本申請は、問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号 1 番から 3 番については、許可できない場合が規定された農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第 1 号について原案どおり許可することに決定する。

議案第 2 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書に
対する意見について

議長は、別添議案を上程し、整理番号 1 番は関係委員がいるため、農地利用最適化推進委員についても農業委員会等に関する法律第 3 1 条を準用し、議事参与の制限をすることに決定されているため、本件については、先行して審議を行うことを説明し、関係委員に退席を求めた。

関係委員は退席した。

議長は、整理番号 1 番について事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第 2 号議案、整理番号 1 番は、件数 1 件、筆数 5 筆、面積 4 8 4 . 5 9 m²についての申請があった。

整理番号 1 番については、住宅新築のための使用貸借権設定で、5 筆、4 8 4 . 5 9 m²の申請である。譲受人は実家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから

ら、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、使用貸借にて借り受け、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

以上のことから、整理番号1番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことにより、よろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第2号、整理番号1番について総合意見として許可相当とすることに決定する。

関係委員の審議が終了したため、議長は退席した関係委員の入室を許可した。

議長は、引き続き整理番号1番以外について、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第2号議案は、先ほどご審議いただいた整理番号1番を除く、件数7件、筆数15筆、面積2,252.20㎡についての申請があった。

整理番号2番については、住宅新築のための使用貸借権設定で2筆、370㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、使用貸借にて借り受け、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、合併浄化槽から道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号3番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、343㎡の申請である。譲受人は実家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、合併浄化槽から水路へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号4番については、住宅新築のための使用貸借権設定で、1筆、470㎡の申請である。譲受人は借家にて暮ら

している。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、使用貸借にて借り受け、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第3種農地であると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、合併浄化槽から道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号5番については、住宅新築のための使用貸借権設定で、2筆、214 m²の申請である。譲受人は実家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、使用貸借にて借り受け、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号6番については、住宅新築のための所有権移転で、3筆、239.20 m²の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号 7 番については、住宅新築のための所有権移転で、5 筆、275 m²の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、現住所地に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第 1 種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号 8 番については、住宅新築のための所有権移転で、1 筆、341 m²の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第 2 種農地であると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、合併浄化槽から水路へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

以上のことから、整理番号 1 番を除く、整理番号 2 番から 8 番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号 1 番を除く、整理番号 2 番から 8 番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、総合意見として許可相当と意見を付すことで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、整理番号 1 番を除く、整理番号 2 番から 8 番について総合意見として許可相当意見を付すことに決定する。

議案第 3 号

令和 8 年度川越市における農地利用最適化の推進に係る施策等に関する意見書について

議長は、別添議案を上程し、事務局に令和 8 年度川越市における農地利用最適化の推進に係る施策等に関する意見書について説明を求めた。

事務局は「令和 8 年度の予算編成及び農業施策の推進にあたり、更なる支援の拡充について求めるため、農業委員会等に関する法律第 38 条に基づき意見するものであり、本意見書については、本総会において決定後、10 月 21 日に川越市長へ提出する予定である。なお、本件については、項目ごとに説明する。」と説明を行なった。

「意見書前文については、議案別冊 1 ページにまとめたとおりである。」と説明を行なった。

議長は、意見書前文について委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、1 営農環境の維持・向上の推進の説明を事務局に求めた。

事務局は「1 営農環境の維持・向上の推進については、(1) 農道及び農業用水路の整備について、(2) 農業用水路の水質保全について、(3) 農業用井戸について、(4) 有害鳥獣対策について、(5) 河川環境の整備についての5項目にまとめた。営農環境の維持・向上の推進については優先度が高いと判断し、今年度は1番目の項目とした。(3)の農業用井戸については、共同用井戸の高額な改修費用の補助に加えて個人管理の補助についても記述を加えた。(4)有害鳥獣対策については、具体例を記載するとともに、イネカメムシの補助について記載した。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、2 営農環境の維持・向上の推進の説明を事務局に求めた。

事務局は「2 優良農地の保全等の推進として、(1) 農業基盤整備の推進について、(2) 多面的機能支払交付金の活用について、(3) 農地の保全・管理対策について、(4) 遊休農地の発生防止・解消について、(5) スマート農業の推進についての5項目にまとめた。(5)のスマート農業については、ほ場整備と関連があるので、次の項目からこの項目へ移した。」と説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、３新規参入者、担い手の確保・育成と経営改善の支援の説明を事務局に求めた。

事務局は「３新規参入者、担い手の確保・育成と経営改善の支援について、(1)新規就農等への支援について、(2)農業用機械や農業用施設の整備等に対する助成について、(3)若者の就農機会の創出について、(4)退職後の就農についての５項目にまとめた。若者の就農機会と退職後の就農について項目を追加した。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、４農業振興施策の推進の説明を事務局に求めた。

事務局は「４農業振興施策の推進として、(1)川越産農産物の普及について、(2)川越産農産物のブランド化推進及び「地産外消（商）」について、(3)酒米の支援についての３項目にまとめた。川越ブランドの推進の新たな視点として、酒米の支援について記載をした。」と説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、５その他についての説明を事務局に求めた。

事務局は「５その他として、(1)不法投棄の防止について、(2)農地における野焼きについて、(3)農作業への理解についての３項目にまとめた。(3)農作業への理解については農作業への理解を求める周知について記載した。」と説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、修正意見もなかったことから、原案どおりとして採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため議案第３号について原案どおり決定する。

1 3 閉 会

議長 渋谷 武 は議案の審議がすべて完了したため、第502回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

1 4 署 名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和7年10月28日

議 長 渋谷 武

委 員 永堀 知己

委 員 大野 美智明

委 員 高橋 庄一郎
